

[第一次審査]評価項目と評価配点・基準

評価項目 及び 評価項目細別 ※実施要領で公開		配点	評 価 基 準
① 実施体制	ア 営業所の所在地	2	登録規程上の営業所の所在地 秋田県内2点、東北管内 1点 いずれか
	イ 建設コンサルタント 登録営業年数	2	通算 10年以上 2点、5年以上 1点
	計	4	
② 業務実績	同種または類似の業務実績	11	(同種) 「道の駅」第3ステージのコンセプトに基づく業務実績 ・東北管内における「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 10点 ・上記以外の「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 7点 「道の駅」第3ステージ前の業務実績 ・東北管内における「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 5点 ・上記以外の「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 3点 (類似) 過去5年間(平成31年4月以降)の業務実績 ・「民間集客施設に関する基本計画策定」の実績 2点 ・「その他公共施設建設に関する基本計画策定」の実績 1点 ※上限11点
	計	11	
③ 管理責任体制・人員配置	管理技術者	ア 保有資格	2 ・技術士(総合技術監理部門:道路) 1点 ・技術士(建設部門:道路) 1点
		イ 同種または類似の業務実績	6 管理技術者として次の業務実績があるか (同種) 「道の駅」第3ステージのコンセプトに基づく業務実績 ・東北管内における「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 5点 ・上記以外の「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 4点 「道の駅」第3ステージ前の業務実績 ・東北管内における「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 3点 ・上記以外の「道の駅整備に関する基本計画策定」の実績 2点 (類似) 過去5年間(平成31年4月以降)の業務実績 ・「民間集客施設に関する基本計画策定」の実績 1点 ・「その他公共施設建設に関する基本計画策定」の実績 1点 ※上限6点
		小計	8
	照査技術者	ア 保有資格	2 ・技術士(建設部門・総合技術監理部門:都市及び地方計画) 2点 ・RCCM(都市計画及び地方計画) 1点
		小計	2
	計		10
	(一次審査)評価点合計		25

※配置予定技術者を特定できない等で、複数の技術者を申請する場合は、評価点の合計の最も低い技術者を評価対象とする。

※同点の場合は「③管理責任体制・人員配置の管理技術者、イ同種または類似の業務実績」の評価の高い者を上位者とする。